

## 神奈川県エコファーマー情報公表事務手続き要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を知事に申請し認定を受けた農業者の情報を、神奈川県ホームページにおいて公表するにあたり必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

<表>

用語	定義
エコファーマー	法第4条第3項の規定に基づき、導入計画を知事に申請し、認定を受けた農業者
農産物	エコファーマーが導入計画に従って生産する農産物

### (ホームページ公表対象となる情報)

第3条 神奈川県ホームページに公表するエコファーマーの情報は、次の各号に掲げる情報とする。

- (1) 認定番号
- (2) 氏名又は法人名及び代表者名
- (3) 農産物（品目名）
- (4) 農産物の生産地（市町村名）
- (5) 導入する生産方式
- (6) その他、エコファーマーが掲載を希望する、農産物の販売方法、電話番号、ファクシミリ番号、ホームページアドレス、電子メールアドレス、栽培方法の特徴等、及び関連する写真。

### (情報公表の申出)

第4条 神奈川県ホームページに情報の公表を希望するエコファーマー（以下「申出者」という。）は、申出書（別記様式第1号）及び関係書類（別記様式第2号）を作成し、所轄の地域県政総合センター所長（横浜市、川崎市にあたっては横浜川崎地区農政事務所所長。以下「所長」という。）を経由して環境農政局農水産部長（以下「農水産部長」という。）に提出するものとする。

2 所長は、次の要件に適合する場合、別記様式第3号により農水産部長あてに進達するものとする。

- (1) 申出書（別記様式第1号）が申出者のものであること

(2) 関係書類（別記様式2号）に記載された前条第1項第1号から第4号の内容が、導入計画の内容と相違ないこと

#### **（申出書の受理）**

第5条 農水産部長は、公表内容が申出者に関する情報である場合、申出書を受理するものとする。

2 農水産部長は、申出書の情報に関して、必要に応じて調査を行うことができる。

#### **（情報の公表）**

第6条 農水産部長は、申出書を受理した場合は、その情報を神奈川県ホームページに公表するものとする。

#### **（情報の変更）**

第7条 申出者は、情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申出書（別記様式第4号）及び関係書類（別記様式第2号）を作成し、所轄の所長を経由して農水産部長に提出するものとする。

2 農水産部長への進達については、第4条第2項に準じる。

3 農水産部長は、前項の変更申出書を受理した場合、神奈川県ホームページの公表事項を変更するものとする。

#### **（情報の公表辞退）**

第8条 申出者は、情報の公表を辞退したい場合、所轄の所長を経由して農水産部長に辞退申出書（別記様式第5号）を提出するものとする。

2 農水産部長への進達については、第4条第2項に準じる。

#### **（申出者の責務）**

第9条 申出者は、公表した情報に関する問い合わせがあった場合は、善良なる対応に努めるものとする。

2 申出者は、公表した情報に関する苦情や問題等が生じた場合、農水産部長に速やかに報告するとともに、申出者自らが改善措置を講ずるものとする。

#### **（情報公表の取り消し）**

第10条 農水産部長は、次に掲げる場合、公表を終了することができる。

(1) 申出者が情報の公表辞退を申し出た場合

(2) 申出者が第4条及び第7条に基づき申し出た内容に虚偽があった場合

(3) 申出者がエコファーマー認定を取り消された場合

(4) 申出者のエコファーマー認定期間が終了した場合

(5) 申出者が第9条に規定する責務を果たしていない場合

(6) 申出者が申し出たホームページについて、法令や公序良俗に反する等不適切であることが判明した場合

#### **（その他）**

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業に必要な事項については別に定めることができる。

附則 この要領は、平成23年4月13日から施行する。

附則 この要領は、平成24年7月11日から施行する。

附則 この要領は、平成25年1月22日から施行する。

附則 この要領は、令和4年4月7日から施行する。